

伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防除指定による移動制限により経営継続が困難になる市内生産農家を支援するため、新たな品種の栽培や必要品種を保存するとともに、産地の早期再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

農業者等

ア 農業に従事する者

イ 農業に従事する者が組織する団体

(補助の対象)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象者は、次に該当するものをいう。

本市に住所を有する苗木・果樹生産農業者等

(補助事業及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び補助金額は予算の範囲内において、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市からの補助を条件とした国又は県からの補助金の交付を受ける場合の市の補助金額は、国又は県が規定する額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 該当事業に係る補助金の交付を申請しようとする者は、(以下「申請者」という。)は、伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、速やかに交付の可否を決定し、伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、事業完了後、30日以内に伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業完了報告書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付額決定通知書(様式第4号)により、交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付金の請求)

第9条 前条の規定により通知書を受けたものは、速やかに、伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の審査後、完了報告書等が適正であると認めたときは、第9条の請求に基づき交付するものとする。

(決定の取り消し)

第11条 市長は、補助事業者等が次の各号の一に該当する場合においては、補助金等の交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 補助金等を当該補助事業以外の用途にしようとしたとき。
- (2) 補助金等の交付決定の内容またはこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 補助金等の全部または一部を使用しなかったとき。
- (4) 補助事業等を承認なく変更し、中止し、または廃止したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金等の交付決定の全部または一部を取消した場合において、当該取消しにかかる補助金等がすでに交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成25年2月8日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成26年2月19日から施行する。

(経過措置)

改正後のウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という)の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の要綱第12条の規定により交付を受ける補助金から適用し、同日前に改正前のウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付要綱第12条の規定により交付を受けた補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和3年1月7日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和3年12月17日から施行する。

別 表

対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
<u>営農技術支援事業</u>	<u>講師謝礼</u>	<u>1/2</u>	<u>講師謝礼 13,888 円/日</u>

(様式第1号)

年 月 日

伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付申請書

伊丹市長 様

申請者 住 所

氏 名

※本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

法人の場合は、記名押印してください。

伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 ウメ輪紋ウイルス対策支援事業名

2 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

3 補助金交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 事業の実施概要
- (2) 事業経費の内訳
- (3) その他必要書類

(様式第2号)

伊 第 号
年 月 日

伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付決定通知書

様

伊丹市長

年 月 日付で申請のありました 年度の伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定いたしましたので、伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知いたします。

記

- 1 ウメ輪紋ウイルス対策支援事業名
- 2 交付の可否 可 ・ 否
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 可否の理由等

(様式第3号)

年 月 日

伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業完了報告書

伊丹市長 様

交付対象者 住 所

氏 名

※本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

法人の場合は、記名押印してください。

年 月 日付伊 第 号をもって補助金交付の決定通知がありました
年度の下記のウメ輪紋ウイルス対策支援事業について、事業が完了いたしましたので、
伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添
えて報告いたします。

記

1 ウメ輪紋ウイルス対策支援事業名

2 事業完了実績

- (1) 事業の実施内容
- (2) 事業経費の内訳
- (3) その他必要書類

(様式第4号)

伊 第 号
年 月 日

伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付額決定通知書

様

伊丹市長

年 月 日付で申請のありました 年度の伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付額について、下記のとおり決定いたしましたので、伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知いたします。

記

1 ウメ輪紋ウイルス対策支援事業名

2 交付決定額 円

3 その他

(様式第5号)

年 月 日

伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付請求書

伊丹市長 様

交付決定者 住 所

氏 名

※本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

法人の場合は、記名押印してください。

年 月 日付伊 第 号で補助金交付の決定通知がありました 年度のウメ輪紋ウイルス対策支援事業について、事業が完了いたしましたので、伊丹市ウメ輪紋ウイルス対策支援事業補助金交付要綱第9条の規定により補助金の交付を請求いたします。

記

1 請求額 金 円

2 ウメ輪紋ウイルス対策支援事業名

3 事業完了日 年 月 日

4 口座振込依頼 振込先 銀行等名 支店

(フリガナ)

口座名義人

預金種別 普通 ・ 当座

口座番号